

印刷物作成委託業務仕様書

件 名

健康増進施設提供事業「JOYLAND利用案内及びカード」の作成について

1. JOYLAND利用案内

予定作成部数

46,000部

②仕 様

- (1) 大きさ A5判
- (2) 製版方法 写植オフセット
- (3) 使用材料 表紙：コート紙 50.5kg程度
本文：上質紙 35kg程度
- (4) 仕立 中綴じ製本
表裏紙：4色
本文：両面1色
総頁数は80頁程度（少なくなる可能性あり）
- (5) 会社から提供するもの
原稿文字・写真・ロゴデータまたは紙面
- (6) 文字校正2回、デザイン・色校正1回

2. JOYLANDカード

予定作成部数

46,000枚

②仕 様

- (1) 品名 JOYLANDカード（有効期限：平成31年3月31日）
- (2) 大きさ タテ54mm x ヨコ86mm
- (3) 数量 46,000枚
- (4) 製版方法 (表) オフセット印刷4色 (裏) オフセット印刷4色
- (5) 使用材料 マットポスト153K
- (6) 加工 片面マットPP加工（表面）
裏面はゴム印等の印字が可能なものとする。
- (7) 会社から提供するもの
原稿文字・ロゴデータまたは紙面
- (8) 文字校正1回、デザイン・色校正1回

3. 納 期

納入場所への納品 平成29年3月23日（木）

4. 納入場所

〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル6F
（公財）東京都中小企業振興公社 総合支援部企業人材支援課福利厚生係
ほか1か所

5. 備 考

- ・校了後データは、PDFデータ（加工可）及びWord等MS・Officeデータにて速やかに納品すること。
- ・本件に関する著作権は全て公社へ移管すること。
- ・納品にあたっては「ディーゼル車規制適合車」により配送すること。
- ・納品時は、受領印が押された納品書原本を当公社へ提出すること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び履行に際し不明な点が生じた場合は、下記記載の担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。
- ・常に、最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。

6. 支払条件

検品検査完了後、適法な請求書を提出した日から30日以内とする。

7. 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

| | |
|----------|---|
| | <p>①公表項目 契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額</p> <p>②公表時期及び手法 決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。 なお、公表の趣旨にご理解いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。</p> |
| 8. 問い合わせ | <p><仕様内容について> （公財）東京都中小企業振興公社 総合支援部 企業人材支援課 担当：簗原・高橋 TEL：03-3832-3678</p> <p><契約手続きについて> （公財）東京都中小企業振興公社 企画部 総務課 清水（美） TEL：03-3251-7886</p> |
| 9. その他 | 別紙「暴力団等排除に関する特約事項」を順守のこと。 |

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人）には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。